

クーリング・オフのご案内

当サービスでは、サービス利用者に対してクーリング・オフ制度を設けています。
お客様は、不動産特定共同事業法第26条第1項（クーリング・オフ制度）の規定に基づき、お客様が任意組合契約の申込みをした後から本契約について当社から提供される契約成立時書面交付（不動産特定共同事業法第25条第1項の書面）を受け、お客様が使用する電子機器においてこれが閲覧可能となった日から起算して8日を経過するまでの間に、当社に対して書面（本書別添の様式）により通知することで本契約の解除を行うことができます。この解除は、本契約の解除を行う旨の書面を発した時にその効力を生じます。この場合において、既に支払われた出資金は、解除の効力が生じた後速やかに、お客様が会員登録時に入力した銀行口座に対して振り込むことにより返還します。当社は、解除に伴う損害賠償又は違約金の支払をお客様に請求しません。

当社へのご連絡方法は下記のとおりです。本契約に関してご不明な点、又は上記クーリング・オフについてのお問い合わせ等がありましたらご相談ください。

株式会社ボルテックス

事業統括本部 リテール・事業開発本部

リテール企画管理統括部

電話番号：03-6893-5311

（受付時間当社営業日AM10:00～PM5:00）

※当社営業日は直接お電話にてご確認ください。

【クーリング・オフの手続き方法】

本書別添の「クーリング・オフ届出書」に必要事項を記載してください。

以下に記載のある、当社の住所宛に郵送する方法により、当社宛にご送付ください。

電話等による口頭での通知は認められません。

《送付先》

〒102-0071

東京都千代田区富士見2-10-2

飯田橋グラン・ブルーム22F

株式会社ボルテックス

事業統括本部 リテール・事業開発本部

リテール企画管理統括部 宛

当社にてクーリング・オフ届出書の受領及び記載内容の確認後、お客様が会員登録時に登録したメールアドレス宛にご連絡いたします。

【ご注意事項】

1. クーリング・オフ届出書の記載事項に不備がある場合には、当社から電話又はメールの方法により、内容の確認を行う場合があります。当該確認に対するご協力をいただけない場合、クーリング・オフ届出書に基づくクーリング・オフを受け付けることができない場合がありますので、ご注意ください。
2. クーリング・オフ届出書を送付後、2 営業日が経過しても当社からの連絡が無い場合は、お問い合わせフォームからご連絡ください。
3. クーリング・オフ届出書により、一度契約を解除した場合には、対象となる案件が募集期間中である場合には、再度のお申込みができる場合がありますが、それ以外の場合は、原則として当該案件に対する再度のお申込み及び契約の締結を行うことができませんので、ご注意ください。
4. その他、クーリング・オフ制度又はクーリング・オフ届出書に関するお問い合わせは、お問い合わせフォームからご連絡ください。

制定日 2024 年 2 月 1 日

改定日 2026 年 10 月 1 日

株式会社ボルテックス

【別添】

クーリング・オフ届出書

私は、不動産特定共同事業法第26条第1項に基づき、契約を解除することをここに通知いたします。

商品名	
契約年月日	年 月 日
契約口数	口
契約金額	円

申請日 年 月 日

申請者住所

申請者名

⑤

電話番号